

農薬専門調査会及びプリオン専門調査会専門委員の
任免について

(平成18年3月9日 食品安全委員会決定)

1 基本的な考え方について

- (1) 食品安全委員会の専門委員については、農薬専門調査会及びプリオン専門調査会を除き、「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて」(平成17年6月30日食品安全委員会決定)に基づき、平成17年10月1日付けで任免を行ったところ。
- (2) 農薬専門調査会及びプリオン専門調査会については、「農薬のポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の急増」及び「米国産牛肉等の食品健康影響評価」など調査審議に当たっての特別な事情を考慮し、10月1日での改選を行わずに別途検討することとされたが、今般、ポジティブリスト制度について、その全容が明らかになったこと及び米国産牛肉等の食品健康影響評価が取りまとめられたことも踏まえ、平成18年度の当初から新たな評価体制で調査審議が行えるよう、「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて」と同様の考え方で専門委員の任免を行うこととする。

2 任免の方針について

(1) 任期

現在、任期は設定されていないことから、改選時期に合わせて一斉に辞職願を提出していただき、改選後は2年間の任期を付すこととする。

(2) 改選時期

発令日は平成18年4月1日とする。

(3) 考慮すべき事項

- ・ 府省出身者※は、原則として専門委員に選任しない。
- ・ 70歳以上の者は、原則として専門委員に選任しない。
- ・ 女性専門委員の割合については、専門委員全体で「30%」を達成するよう努める。
- ・ リスク管理機関に設置された食品安全委員会と密接な関係を有する審議会等の委員、臨時委員、専門委員を兼職しないことが望ましい。

※ 行政官を対象とし、研究者は含まない。

平成17年6月30日

専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の 取扱いについて

1 専門調査会の設置について

食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）により、16専門調査会が設置されている。

各専門調査会は、それぞれの所掌について引き続き調査審議を行う必要がある。

	専門調査会名	任命年月日	専門委員数
1	企画専門調査会	平成15年 9月16日	16人
2	リスクコミュニケーション専門調査会	平成15年 9月16日	16人
3	緊急時対応専門調査会	平成15年 8月28日	13人
4	添加物専門調査会	平成15年 9月25日	10人
5	農薬専門調査会	平成15年 9月25日	14人
6	動物用医薬品専門調査会	平成15年 9月25日	15人
7	器具・容器包装専門調査会	平成16年 1月27日	13人
8	化学物質専門調査会	平成16年 3月 1日	12人
9	汚染物質専門調査会	平成15年 9月25日	12人
10	微生物専門調査会	平成15年 9月25日	15人
11	ウイルス専門調査会	平成15年 9月25日	12人
12	プリオン専門調査会	平成15年 8月27日	12人
13	かび毒・自然毒等専門調査会	平成16年 3月 1日	14人
14	遺伝子組換え食品等専門調査会	平成15年 9月25日	15人
15	新開発食品専門調査会	平成15年 9月25日	12人
16	肥料・飼料等専門調査会	平成15年 9月25日	13人
	計 16専門調査会		現員 171人(延 214人)

※専門調査会の専門委員数については、別途調整する。

2 専門委員の任免方針について

従来、内閣府においては、専門委員等の任期は設定されていなかったが、平成16年8月30日付大臣官房人事課長通知により、専門委員等においても任期を設定することとなったこと等により、今後、内閣府として食品安全委員会における専門調査会の専門委員の任命を行うに当たっても、新たに任期を付して発令することが必要である。

(1) 任 期

任命時より2年経過した専門調査会の専門委員については、原則として専門委員から改選時期に合わせて一斉に辞職願を提出していただき、改選後は原則2年間の任期を付すこととする。

ただし、現在の調査審議の継続性等により専門調査会において専門委員の改選を行うことが適当でない場合は、別途検討するものとする。

なお、任期途中での交替の場合は、前任者の残任期間を任期とする。

(2) 改選時期

専門委員は複数の専門調査会を兼務している者も多く、事務の効率化等を考慮し、発令日を統一することとして、発令日は平成17年10月1日とする。

※ 2年を経過していない専門調査会もあるが、今回の一斉改選と合わせて委員の改選を行うこととする。

(3) 考慮すべき事項

① プリオン専門調査会、農薬専門調査会等については、「米国産牛肉等の貿易再開問題」及び「農薬等のポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の急増」など調査審議に当たっての特別な事情を考慮し、今回の一斉の改選時期には専門委員の改選は行わずに、別途検討する。

② 専門委員の選定に当たっての一般的な原則

- ・ 府省出身者は、原則として専門委員に選任しない。
- ・ 70歳以上の者は、原則として専門委員に選任しない。
- ・ 女性専門委員の割合「30%」を達成するよう努める。
- ・ リスク管理機関に設置された食品安全委員会と密接な関係を有する審議会等の委員、臨時委員、専門委員を兼職しないことが望ましい。